

法令解説

改正土地工作物管理使用收用令の解説（三）

岸本喜代治

八、不用、拂下及優先買受

主務大臣又は事業主が總動員業務執行上必要なるが爲に土地又は工作物を收用したるも、其の後何等かの理由により其の土地、工作物の全部又は一部が不用に歸したる時は一定の規定の下に、舊所有者又は其の一般承繼人に對し優先買受權を認め、而して之が買受に依りて當該土地、工作物の所有權を再び舊所有者に、又は一般承繼人に歸屬せしむることとした。令第十八條が即ちこの規定である。

現行土地收用法第六十六條の買戻權の規定に相應するもの

なり。

收用令書記載の收用時期前に於て、主務大臣之を收用せざることに決定したるとき又は事業主が所管大臣より收用權を取消されたる場合は令第七條及同條ノ二に規定する所にして之が説明に就ては既に述べたるところである。

令第十八條は主務大臣又は事業主が土地、工作物を收用し、其の所有權を取得したる後に於て、其の土地、工作物の全部又は一部不用に歸したるとき、優先買受に依りて所擁有權を再び舊所有者に又は一般承繼人に歸屬せしむるもの

にして、舊所有者又は其の一般承繼人を保護せんとするを目的とする規定である。蓋し收用制度が私法上の契約を以て所有権を取得することを得ざる場合に其の権利者の意思に依らず、強制的に所有権を取得する制度であるから、不適用になつた場合はこれを舊所有者に優先買受權を認め、舊所有者の當該土地、工作物に對する執著感情を充たさしめんとする根據に基くものである。

本條の適用あるが爲には（一）土地、工作物の全部又は一部が不用に歸したこと、（二）舊所有者又は一般承繼人が優先的に買受くることを得るには法第十五條に依ること、（三）要件を具へることを要するものである。

土地、工作物が不用に歸する場合は更に二つの場合が考へらる、（一）所有権は取得したるも總動員業務執行に至らざる場合（始めより不用）、（二）業務執行後に於て業務の廢止又は縮少等の爲に土地、工作物の全部又は一部が不用となりたる場合（事後不用）である。

この不用となりたる場合は舊所有者又は一般承繼人は當

然優先買受權を取得するものにあらず。法第十五條に依ることを要し、法第十五條には「政府の收用したるもの……拂下ぐるとき」と規定し、又事業主の場合は「總動員業務を行ふ者の收用したるもの……不用に歸したるとき」と規定しあるを以て、始めより不用又は事後不用の如何を問はず、主務大臣が收用したる場合は假令其の土地、工作物の全部又は一部が不用となりたると雖も、拂下を爲す政府の意思決定あらざれば舊所有者又は一般承繼人の優先買受權發生せざるものなり。事業主收用せる場合は全部又は一部が不用となりたると云ふ客觀的事實の發生のみに依りて直ちに優先買受權發生するものなり。

政府が收用せる場合は不用となりたると云ふ事實の発生のみにては未だ優先買受權が發生するものにあらずして、政府の拂下の意思決定あつて始めて舊所有者又は一般承繼人が優先買受權を生ずるに反し、事業主が收用せる場合は不用と云ふ客觀的事實の發生のみに依りて舊所有者又は一般承繼人は優先買受權を取得するものである。

業務執行の單なる遲延は不用となりたるにあらざれど

も、法令には業務執行開始期間の規定無きを以て事業主が相當長期業務執行せざる場合は、これを以て業務遲延なり哉、不用(始めより不用)なり哉、限界困難なるものあり。

少くとも將來或る定まつた時期に於て其の用に供することが確實に豫想せられざる場合は事業の中止と認むべく、從つて不用に歸したるものと謂はざるべからず。

不用に歸するとは必ずしも積極的に業務廃止の意思決定あるを要せず、收用後相當期間内に業務執行の用に供せざる客觀的事實の發生を以て足るものと思料するものである。

適用あらしむるを妥當と思料するものである。

尙法第十五條に依ればこの拂下又は不用に歸する事實が收用時より起算し十年以内に於て發生することを要し、若しこの拂下又は不用に歸する事が十年を超へたる後に於て發生したる場合は舊所有者又は一般承繼人は優先買受權を失ふを以て、政府又は事業主は之を任意に第三者に拂下又は賣却することを得るものなり。

事業主が收用したる土地、工作物の全部又は一部が不用に歸したときは、事業主は所定の形式を具備したる申請書を所管大臣に提出し、賣却價格に就き豫め所管大臣の決定を受くるを要するものである(閣令第九條ノ三)。

主務大臣又は事業主は不用に歸したる土地又は工作物を拂下又は賣却する場合は、舊所有者又は其の一般承繼人に対する其の旨及賣拂價格を通知するを要するものである。然れどもこの場合舊所有者又は一般承繼人を確知すること能はずして、通知すること得ざる場合は、官報に少くとも二回公告することを要するものである(令第十八條第二項)。

舊所有者又は一般承繼人は（一）拂下又は賣却の通知を受けたる日より二ヶ月以内に（二）第二回の官報公告の日より六ヶ月以内に、買受の通知を爲さざれば優先買受權は消滅し（令第十八條第三項）、主務大臣又は事業者は之を第三者に拂下又は賣却することを得るものなり。

此處に問題となるは舊所有者又は一般承繼人は拂下又は賣却通知ありたるところの全部の土地に對して買受けを爲さず、其の一部のみ優先買受を爲すことを得る哉、言換れば舊所有者又は一般承繼人は優先買受權を認められたるところの全部の土地に對して買受を爲さず、其の一部のみ買受くることを得る哉の問題なり。現行土地收用法上に於ても議論の存するところなり。これを要約すれば、不可分の一體として收用したる土地は一部が不用になつた場合の外は買戻の場合に於ても不可分の一體として全部の買戻を爲すべきことを要すと謂ひ、又土地收用法第六十六條に補償價格を支拂ふことに依りて買戻を爲し得ることを定めたるに依りても買戻は土地の全部に對して行はれ得べきものに

して、其の一部には買戻を爲すことを得ず、とする否定說在り。之に對し肯定說は全部の買戻を要求し得る權利は當然其の一部のみにても要求し得るものなりと謂へり。

現行土地收用法上補償價格を以て買戻價格として、買戻を爲し得ることを規定せるは、否定說を採る學者の中に於てするも非難ある所なり。買戻權存續期間の二十年間と謂ふ長期間には相當の地價の變動推移あるは當然にして、同法はこの變動を度外視して居ること及補償價格は單に土地の價格のみならず、移轉料、營業補償等を含むものなるが故に、單に土地だけの買戻を爲すに土地以外の補償額の返還を爲さざれば買戻すことを得ざるとするは不合理なりと論ずるなり。立法論としての當否は兎も角、土地收用法に於ては補償價格を以て買戻の代價とするは手續を簡易にして、補償價格を買戻價格とせる法規解釋上現行土地收用法に於ては舊所有者又は相續人は一部不用になりたる場合の外は全部に對してのみ買戻することを要するものなり

と解するを妥當と思料するものである。

然れども本令に於ては補償額が買受價格にあらずして、買受價格は事業主に於て所管大臣の決定を得たる價格なり。又主務大臣に於ても相當價格を決定の上拂下價格とするものなれば、願出に依り相當價格を分割決定して拂下又は賣却することを得るが故に分割優先買受を認むるを至當なるものと解せんとするものである。尙令第十八條は舊所有者の土地又は工作物に對する執著心を満足せしめんとする爲に相當代價の支拂を以て所有權を回復せしむる、所謂舊所有者の利益保護の爲に設けられたる規定たるを考慮し、分割優先買受權あるものと解するを妥當なるものと思料するものである。

土地又は工作物の一部を收用するに因りて、殘部を生じ、其の殘部が從來用ひたる目的に供すること能はずとして、其の全部を收用することを請求し得ることは既に説明した所である。所謂殘地（部）收用請求權である。この場合に於て從來用ひたる目的に供すること能はずと

して、收用を請求し、而して收用せられたる其の殘地（部）が不用となりたる場合は他の部分が不用に歸したる後其の部分と併せてのみ舊所有者又は一般承繼人は優先買受を爲すことを得るものなり（令第十八條第四項）。

蓋し右殘地（部）の收用は被收用者の請求に基き、主務大臣又は事業主が收用したるものにして、當初より總動員業務執行の爲には必要なる土地又は工作物にあらずして、當該業務に就ては不要なるに拘らず被收用者の請求に基き收用したるものなれば、それが不用に歸したりとは謂へ、舊所有者又は一般承繼人に對し優先的に拂下又は買受せしむるは思想上の矛盾あるなり。且將た舊所有者に取りて殘地（部）が利用價値を喪失せりと謂ふ理由の下に其の請求に依りて擴張收用せられたるものなれば、其の利用價値の喪失せられたりと謂ふ殘地（部）のみを優先買受を爲さしむるは亦理由の存せざるものなり。

然れども殘地（部）の收用を請求せざる他の土地又は工作物が拂下又は不用に歸したる場合に於ては、之と併せて

のみ舊所有者又は一般承繼人に對し優先的に買受權を認めたるは何等矛盾するものにあらざるなり。

現行土地收用法第六十六條には「殘地は其の接續部分の不用に歸したる時」と規定しあるも、本令には單に「他の部分が不用に歸したる後」と規定あるを以て必ずしも接續することを要せず、他の部分が不用となりたる後に於ては殘地（部）は之と併せてのみ優先的に買受を爲すことを得るものである。

此處に問題となるは殘地の收用の請求を受け收用したる場合に於て、この殘地が不用に歸したる時は主務大臣又は事業主は之を第三者に拂下又は賣却することを得る哉。言換れば舊所有者又は一般承繼人が殘地を優先的に買受くることを得る場合は他の部分が不用となりたる場合に限らるものにして、其の殘地のみに對しては優先買受權なきを以て、殘地が不用に歸したるときは主務大臣又は事業主は之を任意に第三者に拂下又は賣却することを得る哉の問題なり。

抑々所謂殘地收用は前述の如く從來用ひたる目的に供すること能はずとして被收用者の請求に依りて、主務大臣又は事業主が不必要なるに拘らず餘儀なく收用したるものなれば經濟的負擔の過重たるは言を俟たず、尙且優先買受存續期間の十ヶ年間他に之を賣却することを得ざるは、長期間不融通物となり尙經濟的負擔の過酷と謂はざるべからず。この觀點よりすれば、第三者に賣却することを得るもの如し。議論の餘地あるものとす。

現行土地收用法第六十六條第二項には「買受は第三者に對しても其の效力を有す」と規定せるを以て、土地收用法に於てはこの規定あるが爲に、起業者のこの經濟的過重と舊所有者の利益とを良く調和し、不都合の結果を生ずることなし。起業者は經濟的過重の負擔を忍ぶべくもなく、不用となりたる殘地を第三者に賣却する事を得るものなり。

然れども舊所有者の買戻權は第三者に對しても其の效力を有するを以て、殘地を買受けたる第三者は收用時より二十ヶ年内に殘地の接續部分が不用になりたる時は舊所有者又

は相續人より買戻権を行使せられることあるべき停止條件附の土地の所有權を取得したこととなるのである。若しこ

十ヶ年内に残地の接續部分が不用となりたときは舊所有

者、相續人は第三者に對して、買戻権を行使し、買戻すことを得るなり。仍て聊も起業者及舊所有者又は相續人の利益保護に缺くことなきも、本令には現行土地收用法第六十六條第二項の如き規定無きを以て議論無きにあらず。

本令に於ては主務大臣又は事業主が不用となりたる残地を任意に第三者に拂下又は賣却することを得るものとすれば、優先買受權存續法定期間たる十ヶ年内に更に他の部分が不用になる哉も計り難く、若し他の部分が不用に歸したる場合に於て舊所有者又は一般承繼人は始めて之と併せてのみ優先買受權發生するも、其の時は既に第三者に残地の所有權は歸屬し、折角、法に依りて認められたる優先買受權は殘地に就ては自然消滅するの外なきに至り、被收用者の利益保護の本條の趣旨に反する不都合なる結果を生ずるを以て、收用時より十ヶ年内に残地が不用となるも之を第

三者に拂下又は賣却することを得ずと解せんとするものである。

九、監督

所管大臣が事業主の爲に令第三條ノ二に依り使用權又は收用權を設定してより、種々なる手續に就き事業主をして所管大臣に對し届出を爲さしめ、又は事業主が法令上の行為を爲すに就き豫め所管大臣の許可を得せしむる等、所管大臣が事業主を種々監督することは既に各項に於て説明したる所なり。斯の如く事業主をして届出義務を負はせ又は事業主の行爲に就き豫め所管大臣の許可を要せしめたるは、本令の適用が強權的なるに乗じて過誤ながらしめんとする趣旨に出たるものである。

以上の監督の外に、更に主務大臣又は所管大臣は必要ありと認むる時は法第三十一條に依り報告を徵し又は當該官吏をして必要なる個所に臨檢せしめ、帳簿書類其の他の物件を検査せしめるを得るものである（令第二十條）。

(一) 主務大臣又は所管大臣は必要ある時は管理、使用又は收用に係る土地、工作物に關する報告を徵收することを得るものなり。

(二) 主務大臣又は所管大臣は當該官吏をして必要ある

場合は土地、工作物其の他必要なる場所に臨檢し、帳簿書類、其の他の物件を検査せしむることを得るものなり。

右は主務大臣又は所管大臣は本令の適用に就き、迅速に且正當に運用する爲に事業主又は所有者、關係者を調査又は監督し、以て時局下必要なる總動員業務遂行に遺憾なからしめんとするものである。

一〇、本令と現行土地收用法との比較

戰時立法としての本令と平時立法としての現行土地收用法とを比較考究するに、現行土地收用法は私有財產制と公益事業の必要性との調和の爲に其の手續中に於ても、本令に比し多分に平時立法的色彩あるに反し、本令は戰時下必要なる總動員業務の執行を主眼とするものにして、且急速

なる收用手續を要するが爲に多分に強權的色彩あるなり。本令と現行土地收用法との相違せる特色を左に項を分ち比較考究することとする。

(一) 手續の簡易化

本令は前述せるが如く現行土地收用法と同じく憲法第二十七條所有權不可侵に對する例外の場合に該當する法制度にして、共に一定の目的の爲に権利者の意思に依らず所有權を強制取得するに在りと雖も、現行土地收用法は其の手續に於て出來得る限り起業者と所有者とを歩み寄らせ、而して兩者協調に依りて圓滿に所有權を公益事業に供せしめんとする色彩濃厚なるものあるなり。出來得る限り傳家の寶刀を抜かずして兩者に於て圓滿協調せしめ公益事業の實現を圖らんとする指導精神あるを察知するものである。

即ち同法第二十二條に依る法定協議に依り兩者圓滿解決し、收用審査會の裁決を要せざるに至りたる實例甚に多數あるを見るは之を立證するものである。

然るが故に本令に比し、多分に協調的なるが爲に、其の

手續の複雑なる嫌あるを免れず、従つて……所有權を強制的に取得し、事業執行に入らんとする狀態を客観的に且單純なる語を以て之を現狀破壞と謂ふならば……其の手續複雑なるが故に現狀破壞迄に相當の日子を要し、戰時下急速なる業務執行に即應せざるものあるなり。本令の制定ありたる所以も亦此處に存するものと思料するものである。蓋し現行土地收用法の協調的なる特色は平時立法としての構想の妙味なるを以て、従つて手續複雑になるも事情已むを得ざるものありと謂はざるべからず。

現行土地收用法の手續を略述すれば、起業者の申請に依り、内務大臣の公益事業たることの事業認定官報公告を以て、法定手續は開始せられ、更に起業者の申請に依り地方長官の土地細目の公告あり、而して起業者をして土地所有者及關係人と同法第二十一條に依り土地物件調書の作成及同法第二十二條に依る法定協議を爲さしむ、其の協議調はざる時は起業者は收用審査會の裁決を求むる爲め地方長官に裁決申請書を提出するのである。而して地方長官は起業

者の申請せる裁決申請書及其の附屬提出書類を市町村長に送付し、市町村長は同法第二十四條に依り送付書類を一週間公衆の縦覽に供するのである。土地所有者及關係人は市町村長の縦覽期日の初日より二週間以内に於て意見ある場合は地方長官に意見書提出するを要し、地方長官は其の意見書提出期間たる二週間經過後に於て收用審査會を開くのである。收用審査會は開會の日より一週間以内に（一）土地の區域、（二）損失の補償、（三）收用の時期（又は使用の時期、期間）の三事項を裁決す、收用審査會が裁決したる時は其の裁決書の謄本を添へ地方長官に報告し、地方長官は裁決書の謄本を起業者及土地所有者、關係人に送達するのである。起業者は收用審査會の裁決ありたる收用の時期迄に裁決ありたる損失補償金を所有者及關係人に拂渡を爲し、而して收用の時期に其の所有權を始めて起業者取得するのである。

斯の如く現狀破壞に相當長日子を要するものなれども、同法の特色たる法定協議に依り兩者を協調せしめんとし、

尙、更に土地所有者と通常密接なるものと思料せらるる市町村長に書類を送付し、公衆の縦覽に供せしむる等は協調の機運を醸すに充分實益あるものなり。

本令の手續は政府が土地、工作物を管理、使用、收用せんとする時は主務大臣は内閣總理大臣に協議し、而して主務大臣は所有者に對し令書の送達を爲すものである。事業主は使用權、收用權の設定を所管大臣に申請し、所管大臣は其の申請相當と認むるときは内閣總理大臣と協議の上、事業主に對し使用權又は收用權を設定し、而して事業主に設定書を、所有者に對しては令書を送達す、この令書の送達に依りて権利關係を確定せしめ、令書記載の時期に於て政府又は事業主は土地、工作物の所有權又は使用權或は管理權（政府のみ）を取得するものである。

斯の如く手續簡易にして、且短日數を以て現狀破壊を爲し得るは本令の特色にして、戰時下必要なる總動員業務の急速なる執行を主眼としたるものなり。

現行土地收用法にも天災地變の場合は簡易なる手續を以

て急速に土地を使用する場合ありと雖も、其の他は前述の如く手續複雜にして、且現狀破壊に相當長日子を要するは私有財產制と公益事業の必要性との調和の爲に、可成強權的發動を避け出來得る限り兩者を協調せしめんとする協調精神が法の上を流るるのを察知するものあるに反し、本令は戰時下必要なる總動員業務急施に即應せしむるを本旨とするものなるが故に手續を簡易にし、且現狀破壊を迅速にし、而して戰時下必要なる諸體制に適應せしめんとするものである。

(二) 権利の種類及客體

本令、現行土地收用法共に前述せる如く、憲法第二十七条の所有權不可侵に對する例外の場合に該當する法制度であるも、現行土地收用法は公共の利益と爲るべき事業の爲に、土地を收用又は使用するを目的とする法制度にして、本令は總動員業務に必要なる土地又は家屋其の他の工作物を管理、使用又は收用するを目的とするものなり。

收用、使用に就ては本令、現行土地收用法共に規定する

ところなるも、現行土地收用法には管理に就き規定するところなし。管理の意義に就ては既に述べたるが如く土地、工作物に存する権利を制限するを謂ふものなり。現行土地收用法には規定なれば管理は本令のみの特色なるが如しと雖も、土地收用法第一條第二項に「本法に於て使用と稱するは権利の制限を包含す」と規定し、所有權中の使用權能の徵收即ち使用权と消極的使用たる権利の制限の兩者を使用と稱して同一の規定に従はしめたり。使用と稱するも畢竟所有權の制限に外ならないのである。而して尙同法第七條に「土地に關する所有權以外の権利の收用又は使用を爲す場合に本法を準用す」と規定せるを以て、使用の場合に於ては使用は権利の制限を包含するものなるが故に、所有權以外の権利に對しても使用と稱し権利を制限することを得るが故に、本令の管理權と實質的には差異なきものなりと謂ふを得るのである。

尙總動員業務にして假りに現行土地收用法を適用するとしても、政府の執行する業務は同法第二條の各號の事業に

該當するものなれども、事業主の總動員業務の業種に依りては同法第二條の各號並特別法に依りて同法の適用を許されるものあるが爲に、凡て現行土地收用法を適用し得ることを得ず、現行土地收用法と本令との適用範圍に於ても相違するものあるなり。

現行土地收用法に於ては権利の客體は土地を原則とし、唯事業の用に供する爲に其の土地に定着する物件を收用することを得る(收用法第七條ノ一)に止まるものなれども、本令に於ては土地以外に家屋其の他の工作物を権利の客體として居るは亦本令の特色なりと謂はざるべからず。

現行土地收用法に於ては家屋其の他の工作物は代替物なるが故に之を收用又は使用するの必要存せざれども、戰時立法としての本令に於ては現行土地收用法とは大いに異なり、急速なる總動員業務執行の爲に特定の家屋其他の工作物を迅速に收用又は使用し若は管理し、而して戰時下必要な機能を發揮することを要するものがあるからである。

損失補償請求及拂渡の時期に於ては既に述べたるが如く、舊所有者又は關係者は政府又は事業主が土地、工作物の権利取得後三月又は六月以内に主務大臣又は事業主に對し損失補償金を請求し、而して總動員補償委員會の議を経て政府之を決定し、主務大臣又は事業主より夫々舊所有者又は關係者に損失補償金が拂渡せらるるものである、即ち

本令に於ては損失補償金の請求、拂渡は政府又は事業主が権利取得後なることが本令の特色である。

現行土地收用法に於ては收用審査會の裁決ありたる損失補償金は收用の時期前即ち権利取得前に拂渡せらるゝものである。即ち收用審査會は起業者、所有者及關係人の申立

迅速を要するが故に被收用者の損失補償金の請求及補償金の拂渡は主務大臣又は事業主が土地、工作物の権利取得後なり。戰時下必要なる總動員業務の施設の急の爲には権利取得後の損失補償の請求及拂渡も事情已むを得ざるものなりと謂はなければならない。

現行土地收用法と異なり、本令は急速なる施設を要する餘り所有者及關係者の收用に依る財產的減少に對しては事後相當價格を補償せんとするものなれども、これを以て毫も所有權の保障、私有財產制の保障に悖ることなきは勿論なるものとす。

(四) 訴願、訴訟

現行土地收用法第八十一條第一項に「收用審査會の裁決に對して不服ある者は内務大臣に訴願することを得」と規定し、現行土地收用法に於ては明に訴願を提起することを許したりと雖も、本令には何等も訴願に關し規定するところである。

これに反し、本令は總動員業務執行の爲に、現狀破壊の

抑々訴願は行政行爲を違法又は不當とする者が其の取消

又は變更を求める爲に權限ある行政廳に再審査を請求する行爲なり。

而して訴願を提起し得る爲には法令が特に訴願權を認めたる事項に就てのみ之を爲すことを得るものなり、之を訴願事項と謂ふ。訴願事項に就ては一般法に依るものと、特別法に依るものとを區別し、一般法に依る訴願事項は訴願法(明治二十三年法律第一〇五號)第一條に定むる所なり。

之に依れば(一)租稅及手數料の賦課に關する事件(二)以下(六)迄省略……即ち(一)乃至(六)に規定せる事件に就き之を見るに、本令の事項に關しては該當するものなく、又本令には現行土地收用法の如く訴願に就き別段の規定せるもの無し、一般法及特別法共に訴願に就き規定する所無きが故に、仍て本令に關しては訴願の提起を許さるものなり。然るが故に本令に基く行政行爲を違法又は不當なりとする者ありと雖も訴願を提起することを得ざるものである。

尙行政訴訟に就ても法律勅令に依り、行政裁判所に出訴

することを許されたる事件のみに關し行政裁判所は審判するものにして(行政裁判法第十五條)、之を行政訴訟事項と謂ふのである。即ち法律勅令に依りて出訴することを許されたる事項なるを要することは前述の訴願と同じく、又行政訴訟事項も一般法(明治二十三年法律第一〇六號)と個々の特別の法律勅令に依りて出訴を許されたる事項とに分つことを得るものなり。

一般法に依る行政訴訟事項(一)關稅を除くの外租稅及手數料の賦課に關する事件(二)以下(五)迄省略……この(一)乃至(五)迄に規定する何れの事件に就いても本令に關する事項にして該當するものなく、又本令には現行土地收用法の如く別段の規定をも存せず、故に一般法及特別法何れにも該當せざれば、本令に關する限り行政訴訟を提起することを得ざるものなり。

現行土地收用法には同法第八十一條第二項に依り行政裁判所に出訴することを得る旨を規定せるに依り、前述の特別法に依る別段の規定に依り出訴することを得る事項に該

當するものなり。

損失補償額の決定は總動員補償委員會の議を経て、政府が決定することは既に述べたる所にして、この決定は終審的決定にして、假令損失補償額に不服ある者ありと雖も、訴願又は行政訴訟、民事訴訟何れも提起することを得ざるものなり。訴願、行政訴訟に就ては該當事項無きは前述せる所なるも、特に行政訴訟に就ては行政裁判法第十六條に依り、行政裁判所にては損害賠償の訴訟は受理するところに非されば損失補償に就ては行政裁判所に出訴することを得ざるものなり。又本令には現行土地收用法第八十二條第一項の如く通常裁判所に出訴することを得るが如き特別規定無きを以て、通常裁判所にも出訴し之を争ふことを得ざるものなり。

以上本令と現行土地收用法との主なる相違點に就き略述したるも、要するに各々立法精神を異にしたものにして、戰時立法と平時立法との特色相違に畢竟歸するものなりと謂ふことを得るものである。

以上盡さんとして未だ盡し得ざるものあるを遺憾に思ひながら、何時しか筆が最後の項目に進められて來た。
本令、現行土地收用法共に私法上の契約を以て所有權を取得し得ざる場合に適用あるものることは既に述べたるところなるも、この時局下國家目的の遂行に對し果して頑強に私權たる所有權を主張してよいものなり哉、又現行土地收用法が現存し乍ら尙本令の實施を何故に必要とする哉、に就き吾々は又一度考へ直して見なければならぬと思ふ。

吾人が物に對する見方、所有權に對する從來の思想、概念が此の支那事變より大東亜戰爭を契機として變りつつあり、又當然變つて來なければならない、この時局下何時迄も自由主義的な飽なき所有權を主張して居る秋ではない。自由主義的な所有權から公益優先へと進まねばならない。國家の生存權の爲には吾等は個々の事物の所有權は愚か、生命迄も提供して敢て悔ゆる所がないではないか、自

由經濟から統制經濟に移行して居る今日、最早飽無き個々の所有權を主張し、自由經濟思想の夢を追ふて居る時代は既に過ぎ去つたのである。筆者は所有權を否定しようと/orするものでない、又否定するものでもない、時局を辨へざる自由主義的な限度を知らざる所有權を主張する者に對して、所有權の觀念の根本的な修正の必要を主張するものである。所有權には社會的統制があり、且自らそこに限度がある所有權でなければならないと思ふ。徒然に飽無き自己の所有權を主張して、國家目的の活動を阻害するが如きことあつてはならないのである。若し斯の如き飽無き所有權の未だ夢を追ふて居る者ありとすれば時局認識の缺如者と謂はねばならない。この様な缺如者の爲に本令制定の效果があるのであつて、寔に遺憾に堪へないことである。戦争旨も畢竟戦争に完勝せんが爲に制定せられたものに外ならないのである。

本收用制度が如何に戰時下と雖も所有權否私有財產制度

の保障下にある以上、假令國家目的の爲なりと謂へ、之を沒收強奪するものにあらざるは明なり。本制度は憲法第二十七條に由來し、且之が收用の代償として所有權者には相當價格の金錢的補償を爲すは勿論なるものなり。然るが故に吾人は國家目的遂行の爲には從來の自由主義的な所有權の觀念を捨て國家目的に協力しなければならない。即ち自由主義的所有權を根本的に建直し、時局下に適合する理念に依る所有權の思想、觀念の確立を期せねばならない。吾等嘗て學んだところの、所有權は物に對する絶對的支配權でありとする民法の所有權の觀念を此時局下是非共修正する必要あるものと主張するものである。所有權は社會的統制に依り自ら限度ある所有權でなければならない。國家目的の遂行、必勝體制の確立の爲には根本的に從來の飽無き所有權の觀念を建直しする必要を痛感するものである。

現時局下より現行土地收用法を觀る時、現行土地收用法は既に述べたるが如き平時立法として否、所有權尊重過大の嫌あるを免れず、且其の手續に於ても複雜にして所有權

取得迄に長日を要し、急速を要する公益事業の施行に適合し得ないものあるを痛感するものなり。屢々現行土地收

用法改正の聲を耳にする所以も亦其の原因概ね茲に存する

本令はこの現行土地收用法の短を補ひ、時局下急速なる國家目的に適合せしめんとする意圖の下に制定せられたるものにして、或は之を以て強權的なりと譏る者あらんも、戰時下必要なる施設の爲には亦已むを得ざる法制度なりと謂はざるべからず。

吾等一億國民はこの重大なる時局を認識し、自由主義的な飽無き所有權の觀念の絆を絶ち、總動員業務と云ふ戰時國家目的に協力しなければならないのは勿論である。此の意味に於て本令を適用せざれば解決し得ない事件は一件もあることなく、従つて本令條文が本篇の片隅に埃にまみれて顧られざるが如くなることを、邦家の爲に切に祈りつつ筆を置くものである。

(終)

註 法は國家總動員法、令は土地工作物管理使用收用令、閣令は土地工作物管理使用收用令施行規則の略稱なり)

○若葉吟社詠草（花の巻）

おろがめば戦友のまぼろし花の散る

露 郎

靖國の花に明るし遺兒の顔

同 同

ほのくと花白うして月遅し

東邊僕

花の道くどりて里に出でにけり

同 同

夕さくら湖のほとりの大牧舍

浅 茂

薄月の留守の戸静か櫻哉

同 同

山門に花ぶりかかり大詔日

靜 如

夕空や花ほころびて風愉し

同 同

濠にうつす枝垂櫻や鴨遊ぶ

藝 仙

國のため誠を盡して咲く櫻

玉 葉

謡會の下手な鼓や花の奥

野 狐 禪

花冷の醉稍醒めて下山かな

同 同

對岸の花吹雪きけり渡船待つ

同 同

泥の如く酔ふて眠れり花のもと

同 同

學蹟を訪ふて涙や花の雨

同 同